る送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置（第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。）		
二　第七条の三第一項第十六号の同号ロの設備と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁（第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。）	二　［略］	
三　第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置（第七条の三第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号で準用するものを含む。）	三　［略］	
四　第七条の三第二項第三十号の液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間の障壁等（第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。）	四　［略］	
五　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置（第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。）	五　［略］	
3の2　製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合		
一　第七条の四第一項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	一　監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	

る送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置		
二　第七条の三第一項第十六号の同号ロの設備と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁	二　［略］	
三　第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置（第七条の三第二項第一号で準用するものを含む。）	三　［略］	
四　第七条の三第二項第三十号の液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間の障壁等	四　［略］	
五　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五　［略］	［新設］